

## 令和8年度からのデマンドタクシーについて

### ◆デマンドタクシー（タクシー補助制度）について

#### ○これまでの経緯について

現在のデマンドタクシー（タクシー補助制度）については、令和5年度から令和7年度までとし、登録できる者を、70歳以上の方、要支援・要介護認定者及び事業対象者、障がい等のある方、妊婦、未就学児として、東上ハイヤー(株)、みずほ昭和(株)、鶴瀬交通(株)、ダイヤモンド交通(株)、(有)みのり交通の5社にご協力いただき運用を開始しましたが、令和6年11月にみずほ昭和(株)が休業し、以降は4社で運用してきました。

### ◆令和8年度からのデマンドタクシーについて

#### ○令和8年度からの制度等について

同制度は令和7年度までとしていることから、令和7年度中に庁内で検討し、令和8年度から令和9年度の2年間は、デマンドタクシー（タクシー補助制度）を継続することで準備を進めるとともに、令和8年度予算要求を行いました。

また、令和8年度から2か年かけ「地域公共交通計画」を作成することとしており、同計画作成の中で、市全体の公共交通を巡る状況や市民アンケート調査などを行い、本市にとっての地域公共交通について議論する中で、デマンドタクシーのあり方についても併せて検討していきます。

#### ○令和8年度からの協力事業者について

現在協力頂いているタクシー事業者4社に対し、令和8年度以降のデマンドタクシー制度への協力継続意向について確認させて頂いたところ、東上ハイヤー(株)より、配車及び事務体制への負担から令和8年度以降は協力が厳しい旨の連絡がありました。市と同社で改めて協議を行いましたが、令和7年度末をもって同社からの協力は終了となる予定です。

#### ○今後について

令和8年度からの2年間については、鶴瀬交通(株)、ダイヤモンド交通(株)、(有)みのり交通の3社のご協力を頂きながら運行することで調整していきます。